

はじめにお読みください

この「ご案内」は、70・75・80歳の方全員に送付しております。

令和7年度 もの忘れチェック（認知症検診） のご案内

最近、
「今日は何日だった？」
「昨日買ったばかりの野菜を今日も買ってしまった」など
あなたの生活で思い当たることはありませんか。
もしかしたら、「認知症の初期症状」かもしれません。

豊島区は、区民の「もの忘れチェック（認知症検診）」の受診を推奨しております。
検診を受けて、ご自分のこれからに備えましょう。

費用無料！

**50歳から
受診可能**

対象 50～80歳の豊島区民（令和8年3月末時点の年齢）
※既に認知症、軽度認知障害（MCI）と診断された方は除きます。
※70・75・80歳の方には検診の案内を郵送しております。
※70・75・80歳以外の対象年齢の方で、受診を希望する場合は
「裏面」の豊島区高齢者福祉課へ電話でお申し込みください。

受診場所 区内37か所の医療機関
※詳しくは、同封の「もの忘れチェック（認知症検診）医療機関一覧」を参照。

受診期間 令和7年6月1日～令和7年11月30日
※医療機関によって、受診曜日・時間が異なります。
詳しくは、直接医療機関にお問い合わせください。
※11月下旬は大変込み合うことが予想されます。
受診を希望される方は、お早めにご予約ください。



もの忘れチェック（認知症検診）を受けるまでのステップ

1 「自分でできる 認知症の気づきチェックリスト」を実施する。

10の質問に答えて合計点数を計算します。

点数が20点以上の方、または、
点数に関わらず認知症が心配な方

点数が19点以下の方で
特に心配がない方

2 「受診のための問診票」を記入する。

事前にご自宅で記入します。

3 医療機関を予約する。

「もの忘れチェック（認知症検診）医療機関一覧」から希望する医療機関をお選びください。希望する医療機関に、直接電話で予約しましょう。

4 もの忘れチェック（認知症検診）を受診する。

下記①～③を持って医療機関に向かいましょう。

- ① もの忘れチェック（認知症検診）問診票
- ② 健康保険証
- ③ お薬手帳 （生活保護等で健康保険証をお持ちでない方は、受付でお申し出ください）

もの忘れチェック（認知症検診）の結果によって、お住まいの地域を担当する高齢者総合相談センターの職員、又は、区職員が電話や訪問する場合がございます。

今回受診されない方…

- ・半年に1回は自己チェック★
- ・気になることがあれば、最寄りの高齢者総合相談センターへ相談。

◇もの忘れチェック（認知症検診）により認知症の「疑いあり」と判定された方は、さらに詳しい検査と診察を受けることをお勧めします。豊島区が指定した認知症専門医療機関をご紹介しますので、検診終了後に医師とご相談ください。なお、認知症専門医療機関受診は、保険診療（有料）となるので、予めご了承ください。

問い合わせ先

豊島区 高齢者福祉課 介護予防・認知症対策グループ
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
電話：03-4566-2433 FAX：03-3980-5040